

横浜市立日吉台中学校PTA規約

(名称及び目的)

第1条 本会は横浜市立日吉台中学校PTAと称し、本校生徒の保護者と教職員が協力、連携し、生徒の福祉並びに環境の向上に資することを目的とする。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 生徒の福祉並びに教育環境及び生活環境の向上を図るもの
- 2 会員相互の交流並びに資質の向上を図るもの
- 3 地域社会との連携を推進し、地域社会と共に生徒を取り巻く環境の向上を図るもの
- 4 その他目的を達成するために必要なもの

(会員)

第3条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び教職員とする。

(会費)

第4条 本会の会費は一世帯につき月額 350 円とする。ただし、特別な理由がある場合は、会費の一部又は全部を免除することができる。

(会計)

第5条 本会の会計年度は4月1日から、翌年の3月31日までとし、決算は総会で承認されなければならない。

(役員)

第6条 本会の役員は次のとおりとする。

- 1 会長 1名 保護者
- 2 副会長 2名 保護者
- 3 書記 4名 保護者(2名)と教職員(2名)
- 4 会計 2名 保護者と教職員

(役員の任期)

第7条 役員の任期は次のとおりとする。

- 1 役員の任期は4月1日から、翌年の3月31日までの1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合は、実行委員よりこれを補充し任期は残任期間とする。ただし、1月以降は、この限りでない。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会等を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 書記は、総会及び実行委員会の書記を務めるとともに、本会の庶務を行う。
- 4 会計は、本会の会計を処理する。
- 5 役員の兼任は認めない。

(会計監査)

第9条 本会の会計を監査するために2名の会計監査を置く。

- 1 会計監査は年2回の会計監査を行い、その結果を総会に報告する。
- 2 会計監査の任期は第7条の1の規定を準用する。

(役員及び会計監査の選出)

第10条 本会の役員及び会計監査の選出は、次のとおりとする。

- 1 推薦委員会を組織し、会員の中から推薦された候補者を検討し推薦する。
- 2 推薦委員会の構成員については、別に定める。
- 3 役員及び会計監査の選出は3月総会でを行う。

(組織)

第11条 本会の組織は、総会・役員会・実行委員会・常任委員会・特別委員会をもって構成する。

(総会)

第12条 総会は、全会員をもって構成される本会の最高議決機関であり、次のとおり開催する。

- 1 定期総会は年2回開催するものとし、5月総会において前年度の事業報告及び決算報告並びに事業計画案及び予算案の審議を行い、3月総会(書面総会)において役員及び会計監査の承認を行う。5月総会は書面にて行う場合がある。
- 2 臨時総会は、会長が必要と認められた場合又は会員の5分の1以上の要求があった場合に開催する。
- 3 総会の定足数は全会員の3分の1以上とする。ただし、委任状を含むものとし、決議は原則として出席者の過半数の同意を必要とする。書面総会の場合は議案への回答をもって出席とみなす。
- 4 総会の議長は出席者の中から選出する。

(役員会)

第13条 役員会は、役員・校長・副校長をもって構成し、任務は次のとおりとする。

- 1 実行委員会に付議する案件の検討
- 2 その他本会の運営に関し、必要な事項の検討及び調整

(実行委員会)

第14条 実行委員会は、役員・委員会の委員長・副委員長・校長・副校長をもって構成し、任務は次のとおりとする。

- 1 事業計画案並びに予算案の検討
- 2 総会に提出する議案の検討
- 3 その他役員会から付議された案件の検討

(常任委員会)

第15条 本会の活動に必要な常任委員会を次のとおり置く。

- 1 学年委員会 学年及び学級に係る諸問題への対処並びに本会の目的に必要な活動を行う。
- 2 校外委員会 地域社会との連携を推進するとともに各地区共通の諸問題に対処する。

(委員の選出)

第16条 委員の選出は次のとおりとする。

- 1 学年委員会 委員を各学年より選出し、学年別に構成する。
- 2 校外委員会 委員の選出及び地区の編成は、別に定める。

(特別委員会)

第17条 本会の活動のため必要に応じ、特別委員会を置くことができる。特別委員会の設置目的、期間、構成などは、実行委員会で決定する。

(委員長等)

第18条 各委員会は委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を置く。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がこれにあたる。

(個人情報)

第19条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が役員会に諮って定め、実行委員会の承認を得るものとする。また、4月から5月総会までの間の事業及び予算については、会長が役員会に諮り執行し、実行委員会に報告するものとする。

(規約改正)

第21条 本規約の改定は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改定することができる。書面総会の場合は議案への回答をもって出席とみなす。ただし、改定案は、事前にその内容を全会員に通知しなければならない。

附 則

- 1 この規約は平成16年4月1日より施行する。
- 2 昭和43年4月30日制定「横浜市立日吉台中学校父母と先生の会(P T A)規約」は廃止する。
- 3 平成29年5月に12条を改定。
- 4 平成30年3月に改定。
- 5 令和4年5月に改定。(第4条、第16条)
- 6 令和5年3月に改定。(第10条3、第12条1・3、第21条)

横浜市立日吉台中学校PTA 個人情報取扱方法

第1条

この規約は、横浜市立日吉台中学校 PTA(以下「本会」と称す)の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

第2条

本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

第3条

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

第4条

本会における個人情報の管理者は会長とする。

第5条

本会における個人情報の取扱者は役員及び実行委員とする。

第6条

個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

第7条

個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑な PTA 活動をおこなうために以下の情報を取得する。

1. 会員の氏名・連絡先(住所・電話番号・メールアドレスなど)
2. 会員の子どもの氏名・クラス
3. 必要に応じ、会員や会員の子どもなどの写真

第8条

取得した個人情報は以下の目的のために利用する。

1. PTA 活動に必要な連絡網および名簿の作成
2. 各種行事の案内
3. 資料等の送付
4. 役員を選出
5. PTA 活動の諸連絡

第9条

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条の規約により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

第10条

個人情報が記載されたいかなるものも、管理者または取扱者が鍵付きの部屋などに保管し適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第11条

個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。

第12条

個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
3. 公衆衛生のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。